

## ○我孫子市建築基準法施行細則

平成24年 3 月 5 日

規則第 9 号

改正 平成27年 9 月15日規則第48号

平成28年 5 月25日規則第55号

平成30年 3 月19日規則第 5 号

令和 2 年 3 月26日規則第48号

令和 3 年 8 月26日規則第58号

令和 5 年 3 月20日規則第15号

令和 7 年 7 月 1 日規則第37号

注 令和 7 年 7 月から改正経過を注記した。

我孫子市建築基準法施行細則（昭和60年規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「施行条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の提出）

第 2 条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により市長又は建築主事に提出する申請書又は届出書は、建築指導担当課に提出するものとする。

（意見の聴取）

第 3 条 法に基づく意見の聴取の請求に関しては、我孫子市における建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（平成23年規則第45号）の定めるところによる。

（標識による公告）

第 4 条 法第 9 条第13項の規定による公示は、標識（様式第 1 号）を設置し

て行う。

(確認申請書に添付する書類)

第5条 法第6条第1項に掲げる建築物の確認申請書には、別表に掲げる図書を添えなければならない。

2 前項の規定は、建築設備及び工作物について準用する。

(許可申請等)

第6条 省令第10条の4第1項及び第4項に規定する許可申請書には、省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えなければならない。

(1) 次に掲げる許可の申請をする場合その他市長が必要と認める場合

省令第1条の3第1項に規定する日影図

ア 法第48条第1項から第9項までのただし書及び同条第11項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可

イ 法第55条第3項の規定による許可

ウ 法第55条第4項各号の規定による許可

エ 法第56条の2第1項ただし書の規定による許可

オ 法第58条第2項の規定による許可

(2) 工場の用途に供する建築物に係る許可の申請をする場合 工場調書(様式第2号)

(3) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物に係る許可の申請をする場合(前号に規定する場合を除く。) 危険物調書(様式第2号の2)

2 省令第10条の4第1項に規定する許可関係規定による許可及び同条第4項に規定する工作物許可関係規定による許可を受けた事項の範囲内において許可を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)の正本及び副本のそれぞれに省令第10条の4第2項(同条第5項に

において準用する場合を含む。)に規定する通知書(正本にあっては、その写し)及び変更図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、変更承認通知書(様式第4号)に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請者に通知するものとする。

(保存建築物の指定申請等)

第7条 法第3条第1項第3号の規定による指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書(様式第5号)の正本及び副本のそれぞれに必要な設計図書その他必要な資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について指定したときは、保存建築物指定通知書(様式第6号)に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

(認定申請等)

第8条 次に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第7号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号から第15号までの認定にあっては、法第6条第1項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第4号の規定による認定
- (2) 法第42条第2項の規定による認定
- (3) 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定
- (4) 施行条例第5条ただし書の規定による認定
- (5) 施行条例第7条ただし書の規定による認定
- (6) 施行条例第8条ただし書の規定による認定
- (7) 施行条例第12条ただし書の規定による認定
- (8) 施行条例第14条第3項の規定による認定
- (9) 施行条例第22条の3の規定による認定

- (10) 施行条例第23条第3項の規定による認定
- (11) 施行条例第39条第3項第2号の規定による認定
- (12) 施行条例第40条第1項第2号の規定による認定
- (13) 施行条例第42条第3項の規定による認定
- (14) 施行条例第44条第3項の規定による認定
- (15) 施行条例第51条第5項の規定による認定

2 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書及び前項の認定申請書には、省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図その他必要な資料を添えなければならない。

3 省令第10条の23第6項に規定する規則で定める図書及び書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 2以上の工事に分けて行うことの理由書
- (2) 法第6条の3第7項又は法第18条第11項の適合判定通知書の写し並びに省令第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類  
(建築物の計画が法第6条の3第1項又は法第18条第5項の構造計算適合性判定を要するものであるときに限る。)

4 市長は、第1項の規定による申請について認定したときは、認定通知書(様式第8号)に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請者に通知するものとする。

5 省令第10条の4の2第1項に規定する認定関係規定による認定又は前項の規定による認定を受けた事項の範囲内において認定を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書の正本及び副本のそれぞれに省令第10条の4の2第3項に規定する通知書又は前項に規定する認定通知書(正本にあっては、その写し)及び変更図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

6 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、変更承認通知書に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請者に通知するものと

する。

(令7規則37・一部改正)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請)

第9条 省令第10条の16第1項から第3項までに規定する申請書の正本及び副本のそれぞれには、次に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えなければならない。ただし、第3号に掲げる図書にあつては、正本にのみ添えるものとする。

- (1) 当該申請に係る土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図若しくは同条第4項の地図に準ずる図面の写し又はこれに準ずるもの
- (2) 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書
- (3) 法第86条第6項又は法第86条の2第4項の規定により同意を得た者の印鑑登録証明書

2 省令第10条の21第1項に規定する申請書には、前項第1号及び第2号に掲げる図書を添えるとともに、取消対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の全員の印鑑登録証明書を当該申請書の正本に添えなければならない。

3 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定を受けた事項の範囲内において認定を受けた内容を変更しようとするとき又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた事項の範囲内において許可を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書の正本及び副本のそれぞれに省令第10条の16第4項に規定する通知書（正本にあつては、その写し）及び変更図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、変更承認通知書に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請者に通知するものと

する。

（認定建築主の届出）

第10条 法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から4日以内に認定工事着手届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の建築主が当該それぞれの工事を完了した場合には、当該それぞれの工事が完了した日から4日以内に認定工事完了届出書（様式第10号）により、市長に届け出なければならない。ただし、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項若しくは第4項に規定する確認済証の交付を受けた場合については、この限りでない。

3 前2項の規定は、法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。

（令7規則37・一部改正）

（名義変更届）

第11条 確認、許可又は認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）に変更があったときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が連名で名義変更届出書（様式第11号）に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を証する書類（以下「確認済証等」という。）を添えて市長又は建築主事に届け出なければならない。建築主等の住所又は氏名に変更があったときも、同様とする。

2 市長又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書（様式第12号）に確認済証等を添えて当該建築主等に通知するものとする。

(工事監理者決定等届)

第12条 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、建築士である工事監理者を定めたとき若しくはこれを変更したとき又は工事施工者を定めたとき若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届出書(様式第13号)により、建築主事に届け出なければならない。工事監理者又は工事施工者の住所若しくは氏名に変更があったときも、同様とする。

2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書(様式第14号)により当該建築主等に通知するものとする。

(取下げ届)

第13条 確認等の申請書、中間検査の申請書若しくは完了検査の申請書を提出した建築主等又は第7条第1項に規定する保存建築物指定申請書、第19条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第20条第1項に規定する道路指定等申請書を提出した申請者は、市長又は建築主事が当該申請に係る処分をする前に当該申請書を取り下げようとするときは、取下げ届出書(様式第15号)により、市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 市長又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る申請書の副本に取下げ届済印を押印し当該申請者に返還するものとする。

(取りやめ届)

第14条 確認等を受けた建築主等は、当該建築物、建築設備及び工作物の工事又は仮使用を取りやめたときは、取りやめ届出書(様式第16号)に確認済証等を添えて、市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 市長又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る確認済証等に取りやめ届済印を押印し当該申請者に返還するものとする。

(建築物の建築に関する確認の特例に係る施行条例の規定)

第15条 政令第10条第3号ハ及び第4号ハの規定により、施行条例の規定のうち建築物の建築に関する確認の特例に係る規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

(1) 政令第10条第3号に掲げる建築物 施行条例第45条及び第46条の規定

(2) 政令第10条第4号に掲げる建築物 施行条例第45条及び第46条第3号の規定

(特定建築物の指定等)

第16条 法第12条第1項の規定により指定する特定建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1（い）欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。）とする。

(1) 地階（階数が3以上の建築物の地階に限る。次号、第3号ア及び第6号において同じ。）又は3階以上の階を法別表第1（い）欄(1)項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

(2) 地階又は3階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次条第6項において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

(3) 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等の用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（次条第6項において「高齢者等就寝用途」という。）を除く。）に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

ウ 2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

(4) 学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

イ その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(5) 3階以上の階を法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途に供する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

(6) 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

2 省令第5条第1項の規定による定期報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物について、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までに掲げる建築物(法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)	令和2年を始期として2年ごとの5月1日から末日までの間
政令第16条第1項第4号	令和2年を始期として3年ごとの8月1日から末

並びに前項第4号及び第5号に掲げる建築物	日までの間
政令第16条第1項第3号及び前項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）	令和3年を始期として2年ごとの10月1日から末日までの間

3 政令第16条第1項各号及び第1項各号の2以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第1第1項第1号に掲げる建築物に係る同告示第2の規定により規則で付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

	調査項目		調査方法	判定基準
建築物の内部	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	防煙壁（次条第1項第2	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。

号アに掲げる排煙設備に係るものを除く。)			
非常用の照明装置 (次条第1項第2	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
号イに掲げるものを除く。)	照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

5 省令第5条第3項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

(令7規則37・一部改正)

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第17条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いものに限る。以下この条において同じ。）

(2) 建築設備（住戸内に設けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもので、政令第16条第1項各号及び前条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

ア 法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送

風機を設けたものに限る。)

イ 法第35条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。)

(3) 防火設備のうち次に掲げるもので、前条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

ア 常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。)

イ 随時閉鎖又は作動をすることができる防火設備（防火ダンパーを除く。)

2 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第12条第3項の規定による報告を最初に行った日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間）の1日から末日までの間

(2) 前項第2号に掲げる建築設備 次の表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時期（省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、排煙設備に係るものにあつては、同表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に	毎年5月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の5月1日から末日までの間

供する建築物を除く。)に設けた建築設備		
政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年8月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の8月1日から末日までの間
政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた建築設備	毎年10月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の10月1日から末日までの間

(3) 政令第16条第3項第2号及び前項第3号に掲げる防火設備 次の表の左欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時期（省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、防火設備に係るものにあつては、同表の左欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期）

防火設備	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた防	毎年5月1日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の5月1日から末日までの間

火設備		
政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた防火設備	毎年8月1日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の8月1日から末日までの間
政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた防火設備	毎年10月1日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の10月1日から末日までの間

3 省令第6条の2の2第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる工作物について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機等 毎年3月1日から末日までの間

(2) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。） 毎年法第12条第3項の規定による報告を行った日の属する月の1日から末日までの間（最初に行う報告にあつては、法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間）

(3) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間

4 省令第6条第3項本文又は省令第6条の2の2第3項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前2月以内（前項第2号及び第3号に掲げる昇降機等で検査に相当の期間を要すると市長が

認めるものにあつては、報告の日前1年以内)に検査し、作成したものでなければならない。

- 5 第2項各号に掲げる特定建築設備等又は第3項各号に掲げる工作物を変更し、廃止し、休止し、又は再開したときは、特定建築設備等変更(廃止・休止・再開)届(様式第17号)により市長に届け出なければならない。
- 6 病院若しくは診療所の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物に設けた防火設備(第2項第3号に掲げる防火設備を除く。)については、政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた特定建築設備等で法第12条第3項の規定により指定したものとみなして、第2項、第4項及び前項並びに次条第2項の規定を適用する。

(令7規則37・一部改正)

(書類の保存期間)

第18条 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める省令第5条第3項に規定する書類の保存期間は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 政令第16条第1項第1号から第3号まで並びに第16条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる建築物 法第12条第1項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して2年間
- (2) 政令第16条第1項第4号並びに第16条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物 法第12条第1項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して3年間

2 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める省令第6条第3項及び省令第6条の2の2第3項に規定する書類の保存期間は、法第12条第3項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して1年間とする。

(道路の指定申請等)

第19条 法第42条第1項第4号の規定による道路の指定を受けようとする者は、道路指定等申請書（様式第18号）の正本及び副本のそれぞれに必要な図書その他必要な資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について道路の指定をしたときは、道路指定等通知書（様式第19号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

3 法第42条第1項第4号の規定により指定された道路を変更し、又は廃止するときは、前2項の規定を準用する。

（道路位置の指定申請等）

第20条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路指定等申請書の正本及び副本のそれぞれに道路位置指定等申請図（様式第20号）及び次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書

(2) 申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

2 市長は、前項の申請について道路の位置の指定をしたときは、道路指定等通知書に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請者に通知するものとする。

3 法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路又は同条第2項の規定により指定された道路を変更し、又は廃止するときは、前2項の規定を準用する。

（道路の位置の標示）

第21条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の境界を明確にしておかななければならない。

（既存の私道の変更又は廃止）

第22条 法第42条（同条第1項第4号及び第5号並びに第2項を除く。）に規定する道路である既存の私道を変更し、又は廃止するときは、第20条第

1 項及び第 2 項の規定を準用する。

2 次に掲げる区域内に存在する法第42条に規定する道路である既存の私道の変更又は廃止については、法第43条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、第1号に係るものについては同号の工事の着手をもって、第2号に係るものについては同号の区域の決定をもって第20条第1項の申請及び同条第2項の措置若しくは前項において準用する第20条第1項の申請及び同条第2項の措置がなされたものとみなす。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条若しくは同法第35条の2の規定による開発許可を受けた開発区域内、同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行地区内、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行地区内又は旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく住宅地造成事業の施行地区内のうち、当該開発行為又は事業の工事が着手された部分の区域

(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路の区域（し尿浄化槽に係る区域の指定）

第23条 政令第32条第1項第1号の規定により衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

（建蔽率制限の緩和）

第24条 法第53条第3項第2号に規定する街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地は、その周辺の3分の1以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 幅員がそれぞれ4メートル以上の2の道路（法第42条第2項の規定により道路とみなされる道で、同項の規定により道路境界線とみなされる

線と道との間の敷地の部分を道路として築造しないものを除く。)で、その幅員の合計が10メートル以上のものが内角120度以内で交わる角地

(2) 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等の類があり前号に準ずると認められるもの

(垂直積雪量)

第25条 政令第86条第3項の規定により規則で定める垂直積雪量の数値は、30センチメートルとする。

(建築物の後退距離の算定の特例)

第26条 政令第130条の12第5号の規定により規則で定める建築物の部分は、当該建築物の敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に規定する建築物に接続する部分とする。

(敷地面積の規模)

第27条 政令第136条第3項ただし書の規定により規則で定める敷地面積の規模は、次の表の左欄に掲げる用途地域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

用途地域	敷地面積の規模 (単位 平方メートル)
商業地域	500

(書類の閲覧)

第28条 省令第11条の3第1項に規定する書類(以下この条において「概要書等」という。)の閲覧場所は、建築指導担当課とする。

2 概要書等の閲覧日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

3 概要書等の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず、概要書等の整理その他の理由によ

り閲覧させないことができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

5 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧申込書（様式第21号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

6 閲覧者は、概要書等を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。

7 市長は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は概要書等を汚損若しくは毀損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

（令7規則37・旧第29条繰上・一部改正）

（計画通知書への準用）

第29条 第2条、第5条及び第11条から第14条までの規定は、法第18条の規定による計画通知書の場合に準用する。

（令7規則37・旧第30条繰上）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に千葉県建築基準法施行細則（昭和39年千葉県規則第12号）及び我孫子市建築基準法施行細則（昭和60年規則第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年9月15日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月25日規則第55号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の我孫子市建築基準法施行細則の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成30年3月19日規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の我孫子市建築基準法施行細則の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年8月26日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の次の各号に掲げる規則の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(1)～(8) (略)

(9) 我孫子市建築基準法施行細則

(10) (略)

附 則（令和5年3月20日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月1日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の我孫子市建築基準法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

別表（第5条関係）

	建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
1	がけ面及びがけに近接する建築物	縦断面図及び擁壁詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
		構造計算書	
2	工場の用途に供する建築物	工場調書(様式第2号)	
3	危険物の貯蔵施設を有する建築物(工場の用途に供する建築物を除く。)	危険物調書(様式第2号の2)	
4	興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積(いす席を設ける部分を除く。) 客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員
		換気設備図	縮尺、機械室及びダクトの詳細、

			給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法
		暖房又は冷房設備 図	縮尺、汽缶機械及び配管の配置並びに寸法
		映写室詳細図	縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
		電灯電力配線図	縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機、電線並びにスイッチの配置及び寸法
5	共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物	配置図	建築物から敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員
		平面図又は別紙	当該用途に供する部分の床面積の合計
6	施行条例第40条の2に規定する児童福祉施設等	平面図又は別紙	段差の高さ及び傾斜路の勾配
7	物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物	配置図	建築物から敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員
		平面図又は別紙	各階の売場面積及び店内通路幅
8	法第12条第1項の規定により定期報告を要する特定建築物	定期報告対象建築物等調書(様式第2号の3)	



様式第2号（第5条、第6条関係）

（表）

工場調書

1	建築主住所		氏名				
2	工場名						
3	敷地の地名 地番	我孫子市					
4	業種						
5	生産品名						
6	作業の概要						
7	既設の機械その他の設備	名	称	用途	台数・個数	動力数（容量）	
						動力数の合計	KW
8	今回申請に係る機械 その他の設備	名	称	用途	台数・個数	動力数（容量）	
						動力数の合計	KW

(裏)

		既	存	申請による増加	申請による減少	合		計						
9	敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>						
10	建築面積													
11 床 面 積	作業場													
	事務所													
	倉庫													
	厚生施設													
	その他													
	合計													
12	従業員数		人	人	人			人						
13 危 険 物 品 の 貯 蔵	常時貯蔵する危険物品			製造所又は他の事業を営む 工場において処理する危険物品										
	品名	最大数量			品名	最大停滞量								
		既	存	申		請	合	計	既	存	申	請	合	計
14	最近の確認年月日・番	年 月 日 第 号												
備考														

注 危険物品とは、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものをいいます。

様式第2号の2（第5条、第6条関係）

危険物調書

1 建築主住所		氏名		
2 工場名				
3 敷地の地名地番	我孫子市			
4 業種				
	既 存	申請による増加	申請による減少	
5 敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
6 建築面積				
7 床面積				
8 危険物品の貯蔵	常 時 貯 蔵 す る 危 険 物 品			
	品 名	最 大 数 量		
		既 存	申 請	合 計
9 最近の確認年月日・番号	年 月 日 第 号			
備 考				

注 危険物品とは、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものをいいます。

様式第2号の3（第5条関係）

（表）

定期報告対象建築物等調書

1	建築基準法施行令又は我孫子市建築基準法施行細則の規定による区分 建築基準法施行令第16条第1項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 我孫子市建築基準法施行細則第16条第1項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 （注：複数該当する場合は、全て記入してください。）
2	建築基準法施行令第16条第3項又は我孫子市建築基準法施行細則第17条第1項の規定による特定建築設備等の有無 <input type="checkbox"/> 昇降機（エレベーター 基 非常用エレベーター 基 エスカレーター 基） <input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機（テーブルタイプ 基 フロアタイプ 基） <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 非常用の照明装置 <input type="checkbox"/> 防火設備 （注：複数該当する場合は、全て記入してください。）
3	建築主 【氏名】 【住所】〒 【電話番号】
4	設計者 【資格】 ( )級建築士( )登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】( )級建築士事務所( )知事登録第 号 【所在地】〒 【電話番号】
5	維持管理予定者 【氏名】 【住所】〒 【電話番号】
6	建築物名称
7	所在地 〒
8	道路 【幅員 m】【敷地と接している部分の長さ m】
9	主要用途
10	階数 【地上 階】【地下 階】【昇降機塔等 階】
11	構造
12	最高の高さ ( m)
13	最高の軒の高さ ( m)
14	敷地面積 ( m <sup>2</sup> )



様式第3号（第6条、第8条、第9条関係）

変更承認申請書

年 月 日										
我孫子市長あて										
申請者氏名										
年 月 日 第 号で（許可・認定）を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。										
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。										
1	建築主住所								氏名	
2	設計者資格 住所氏名 建築士事務所名	<input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 登録 第 号 <input type="checkbox"/> 建築士事務所 <input type="checkbox"/> 登録 第 号 電話								
敷地の位置	3 地名地番									
	用途地域							※その他の区域		
	防火地域	防火・準防火・指定なし						地域・地区		
4	主要部分									
		変更前			変更後			申請による 増 減	※敷地面積 との比	
		申請部分	申請以外 の部分	合 計	申請部分	申請以外 の部分	合 計			
5	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
6	建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
7	延べ面積	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	%	
8	変更 箇所	変更前の計画			変更後の計画			理由		
※	受付欄	※			決 裁 欄			※ 承認欄		
	年 月 日							年 月 日		
	第 号							第 号		
	担当者							担当者		

- 注1 ※印のある欄には、記入しないでください。  
 2 完了検査申請書提出後の変更は、認められません。  
 3 2の欄は、建築士が設計したものである場合に記入してください。  
 4 7の欄は、政令第2条第1項第4号ただし書に規定する自動車車庫等の面積を（ ）内に記入してください。  
 5 許可通知書、認定通知書又は承認通知書及び変更図書を添えてください。

様式第4号（第6条、第8条、第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長

図

変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書及び添付図書の内容の変更について、承認したので通知します。

建築場所又は築造場所	我孫子市	
変更箇所	変更前	変更後
建築物若しくは工作物 又はその部分の概要		
変更を行った許可 (認定)年月日及び番号	年 月 日 第 号	

注 この通知書は、変更前の通知書につづり込んでおいてください。

様式第5号（第7条、第13条関係）

保存建築物指定申請書

年 月 日

我孫子市長あて

申請者氏名

建築基準法第3条第1項第3号の規定による指定を申請します。  
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	保存建築物の所有者 又は管理者	住所 氏名	電話
2	代 理 者	住所 氏名	電話
3	設 計 者	住所 氏名	電話
4	保存建築物指定根拠法令		
敷地の位置等	地名地番		
	敷地面積	㎡	
	用途地域・防火地域		
	その他の区域・地域等		
保存建築物の概要	建築時の用途等		
	現在又は改修後の用途	主要用途	
		棟別用途	
	建築面積		
	延べ面積		
	階数		
	高さ		
	構造		
その他			
7	建築基準法に適合しない項目		
8	工事着工予定年月日	9	工事完了予定年月日
10	備 考		
※	受 付 欄	※	決 裁 欄
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	担当者		担当者

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

様式第6号（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長

印

保存建築物指定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった保存建築物の指定について、建築基準法第3条第1項第3号の規定により、保存建築物に指定したので通知します。

指 定 番 号	保存建築物指定第 号
敷地の地名地番	我孫子市
保存建築物の概要	

注 この通知書は、大切に保管してください。

様式第7号 (第8条関係)

認 定 申 請 書

年 月 日

我孫子市長 あて

申請者氏名

(建築基準法・建築基準法施行令・建築基準法施行条例) 第 条第 項第 号の規定による  
認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 建築主	住所 氏名		電話	
2 代理人	住所 氏名		電話	
3 設計者	住所 氏名		電話	
4 敷地の地名地番	我孫子市			
5 用途地域		7 その他の区域・ ※ 地域・地区・街区		
6 防火地域				
8 主要用途		9 工事の種別		
10 構造		11 階数	地上 階・地下 階	
12 最高の高さ		13 最高の軒の高さ		
	申請部分	申請以外の部分	合計	※敷地面積との比
14 敷地面積			m <sup>2</sup>	
15 建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
16 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
17 工事着手予定年月日		18 工事完了予定年月日		
19 建築計画等の概要				
20 免除規定				
21 備考				
※ 受付欄	※ 決裁欄		※ 承認欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
担当者			担当者	

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

様式第8号（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長

園

認定通知書

令和 年 月 日付けで認定申請のあった申請書及び添付図書に記載の計画について、（建築基準法・建築基準法施行令・建築基準法施行条例）第 条第 項第 号の規定により、認定したので通知します。

敷地の地名地番	我孫子市
計画の概要	

注 この通知書は、大切に保管してください。

様式第9号（第10条関係）

認定工事着手届出書

				年 月 日
我孫子市長あて				
届出人氏名				
<p>建築基準法第86条の8第1項・第87条の2第1項・第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた全体計画に係る工事のうち第 回工事に着手したので届け出ます。</p> <p>この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>				
1	建 築 主	住 所		
		氏 名		電 話
2	代 理 者	住 所		
		氏 名		電 話
3	設 計 者 資 格	<input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 登録第 号		
	住 所		氏 名	
	建 築 士 事 務 所 名	<input type="checkbox"/> 建築事務所 <input type="checkbox"/> 知事登録第 号	電 話	
4	敷地の地名地番	我孫子市		
5	工事着手年月日	年 月 日		
6	工事完了予定年月日	年 月 日		
7	認定年月日及び番号	年 月 日 第 号		
8	確認年月日及び番号	年 月 日 第 号		
9	第 回 工 事 概 要			

注1 届出人は、認定建築主です。

2 8の欄は、確認申請又は計画通知が不要な工事の場合は、記入の必要がありません。

3 9の欄は、認定通知書で認められた今回の工事の概要について記入してください。

様式第 10 号（第 10 条関係）

認定工事完了届出書

年 月 日			
我孫子市長 あて			
届出人氏名			
<p>建築基準法第 86 条の 8 第 1 項・第 87 条の 2 第 1 項・第 86 条の 8 第 3 項（同法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を受けた全体計画に係る工事のうち第 〇 回工事が完了したので届け出ます。</p> <p>この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>			
1 建築主	住所		
	氏名		電話
2 代理者	住所		
	氏名		電話
3	設計者資格	（ ）建築士 （ ）登録第 号	
	住所		氏名
	建築事務所名	（ ）建築事務所 （ ）知事登録第 号	電話
4 敷地の地名地番	我孫子市		
5 工事着手年月日	年 月 日		
6 工事完了予定年月日	年 月 日		
7 認定年月日及び番号	年 月 日 第 号		
8 第 〇 回工事概要			

注 1 届出人は、認定建築主です。

2 8 の欄は、認定通知書で認められた今回の工事の概要について記入してください。

様式第 11 号 (第 11 条関係)

名義変更届出書

年 月 日		
我孫子市長 我孫子市建築主事 あて		
届出人氏名 氏名		
年 月 日 第 号で(確認・許可・認定)された建築物等に係る建築主等の名義を次のとおり変更したので届け出ます。		
1 建築主等 (建築主・設置者・ 築造主)	新	住所
		氏名
	旧	住所
		氏名
2 敷地の地名地番	我孫子市	
3 備考		
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 受理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
担当者		担当者

注 1 届出人は、変更前と変更後の建築主等が連名で提出してください。

2 ※印のある欄には、記入しないでください。

3 確認済証等の通知書を添えてください。

様式第 12 号（第 11 条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印  
我孫子市建築主事 印

名義変更受理通知書

令和 年 月 日付けで届出のあった建築物等に係る建築主等の名義の変更について、次のとおり受理したので通知します。

確認済証・許可通知書 ・認定通知書年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
建築主、設置者 又は築造主	新	住所	
		氏名	
	旧	住所	
		氏名	
建築場所、設置場所 又は築造場所	我孫子市		

注 この通知書は、変更前の確認済証等の通知書へつづり込んでおいてください。

様式第 13 号 (第 12 条関係)

工事監理者決定等届出書

		年 月 日	
我孫子市建築主事 あて			
建築主等住所 氏名			
次のとおり (工事監理者・工事施工者) の (住所・氏名) を (決定・変更) したので届け出ます。			
1 確認番号	第	号	2 確認年月日
		年 月 日	
3 建築場所	我孫子市		
4 工事監理者 (代表者となる工事監理者)	( )	建築士( )	登録第 号
(1) 資格	( )	建築士事務所( )	知事登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名			
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			
(その他の工事監理者)	( )	建築士( )	登録第 号
(1) 資格	( )	建築士事務所( )	知事登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名			
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			
5 工事施工者			
(1) 氏名			
(2) 営業所名			
(3) 郵便番号			
(4) 所在地			
(5) 電話番号			
		建設業の許可 ( )	第 号
注 1 この届出書を提出した後に変更が生じたときは、その都度届出が必要です。			
2 4 欄は、代表となる工事監理者及び届出に係る建築物に係る他の全ての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付してください。変更の場合には、変更後の全ての工事監理者について記入してください。			
3 5 欄は、工事施工者が 2 以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。変更の場合には、変更後の工事施工者について記入してください。			

様式第 14 号（第 12 条関係）

工事監理者決定等受理通知書

		令和 第 年 月 日	
様		回	
我孫子市建築主事			
年 月 日 第 号で確認した（建築物・建築設備・工作物）に係る（工事監理者・工事施工者）の（住所・氏名）の（決定・変更）を受理したので通知します。			
1 確認番号	第 号	2 確認年月日	年 月 日
3 建築場所	我孫子市		
4 工事監理者 （代表者となる工事監理者） （1）資格 （2）氏名 （3）建築士事務所名 （4）郵便番号 （5）所在地 （6）電話番号 （7）工事と照合する設計図書  （その他の工事監理者） （1）資格 （2）氏名 （3）建築士事務所名 （4）郵便番号 （5）所在地 （6）電話番号 （7）工事と照合する設計図書		（ ）建 築 士（ ）登 録第 号 （ ）建 築 士 事 務 所（ ）知 事 登 録 第 号  （ ）建 築 士（ ）登 録第 号 （ ）建 築 士 事 務 所（ ）知 事 登 録 第 号	
5 工事施工者 （1）氏名 （2）営業所名 （3）郵便番号 （4）所在地 （5）電話番号		建設業の許可（ ）第 号	
注1 この通知書は、確認済証へつづり込んでおいてください。 2 この通知書を受理した後に変更が生じたときは、その都度届出が必要です。			

様式第 15 号（第 13 条関係）

取下げ届出書

年 月 日		
我孫子市長 我孫子市建築主事 あて		
届出人氏名		
年 月 日 第 号で提出した（確認・中間検査・完了検査・許可・認定・指定・承認）申請書を取り下げたいので届け出ます。		
1 建築主等住所		氏名
2 代理人住所		氏名
3 敷地の地名地番	我孫子市	
4 建築物等の主要用途		
5 取下げの理由		
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		年 月 日
第 号		担当者
担当者		

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

様式第 16 号（第 14 条関係）

取りやめ届出書

年 月 日		
我孫子市長 我孫子市建築主事 あて		
届出人氏名		
年 月 日 第 号で（確認・許可・認定・承認）された建築物等の （工事・仮使用）を取りやめたので届け出ます。		
1 建築主等住所		氏名
2 敷地の地名地番	我孫子市	
3 取りやめた理由		
4 備 考		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日
年 月 日		年 月 日
第 号		担当者
担当者		

注 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

2 確認済証等の通知書を添えてください。

様式第 17 号（第 17 条関係）

特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届

		年 月 日	
我孫子市長 あて			
届出人氏名			
年 月 日 第 号で確認された特定建築設備等について、次のとおり（変更・廃止・休止・再開）をしたので届け出ます。			
1 変更・廃止・休止・ 再開する設備	設置場所		
	設置場所の名称		
	設置場所の用途		
2 所有者住所		氏名	
3 監理者住所		氏名	
4 工事施工者住所		氏名	
5 特定建築設備等の 種類・用途・構造			
6 変更・廃止・休止・ 再開の理由			
7 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号		

注 1 所有者と管理者が異なる場合の届出は、管理者が行ってください。

2 届出書は、一基（一設備）ごとに提出してください。

様式第 18 号 (第 13 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条関係)  
道路指定等申請書

年 月 日					
我孫子市長 あて					
申請者 住所 氏名 電話					
建築基準法第 4 2 条第 項第 号の規定により (道路の指定・道路の位置の指定・指定を受けた道路の変更・指定を受けた道路の廃止) を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。					
1 代 理 者		住 所			
		氏 名	電 話		
2 道路となる土地の地名地番					
3 関係土地の地名地番					
4	番 号	幅 員	延 長	す み 切 り の 長 さ	側 溝 の 幅
道 路 の 概 要	1		m	. m × . m	
	2		m	. m × . m	
	3		m	. m × . m	
	4		m	. m × . m	
	5		m	. m × . m	
5 着 工 予 定 年 月 日			完成予定年月日		
6 道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模				m <sup>2</sup>	
7 申 請 理 由					
8 条 件 ※					
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日				年 月 日	
第 号				担当者	
担当者					

注 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

2 5 の欄は、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の場合のみ記入してください。

3 6 の欄は、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の場合のみ記入してください。

様式第 19 号（第 19 条、第 20 条、第 22 条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長

印

道路指定等通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった（道路の指定・道路の位置の指定・指定した道路の変更・指定した道路の廃止）について、次のとおり決定したので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 道路の指定 <input type="checkbox"/> 道路の位置の指定 <input type="checkbox"/> 指定した道路の変更 <input type="checkbox"/> 指定した道路の廃止
指定道路番号	第 号
道路の所在地	我孫子市
道路の概要	

注 この通知書は、大切に保管してください。

様式第 20 号（第 20 条関係）

道路位置指定等申請図

道路となる土地の地名地番

縮 尺	地 籍 図	
	付 近 見 取 図	
	構 造 図	

幅員          メートル・延長          メートル・自動車廻転広場          平方メートル  
道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模          平方メートル

指定年月日	年	月	日
番 号	第	号	号

承	この図面のとおり道路位置の（指定・変更・廃止）を承諾いたします。		申請者住所・氏名																																														
	年 月 日 申請者 様																																																
諾	地名地番	住 所	氏 名	印																																													
	権 利 別																																																
書																																																	
備																																																	
図面作成者住所・氏名																																																	
測 量 者 住 所 ・ 氏 名																																																	
<p>(凡礼)</p> <table border="0"> <tr> <td>方 位</td> <td></td> <td>都 市 計 画 路 線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 路 位 置 の 標 識 へ (構造を記入のこと。)</td> <td></td> <td>既 存 道 路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 要 出 入 口</td> <td></td> <td>予 定 する 道 路 の 位 置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td></td> <td>市 町 村 界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 垣 物 (用途を記入のこと。)</td> <td></td> <td>指 定 され た 道 路 の 位 置 及 び 建 築 線 (指定年月日及び番号を記入のこと。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予 定 建 築 物 (用途を記入のこと。)</td> <td></td> <td>廃 止 され る 道 路 の 位 置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既 存 建 築 物 (用途を記入のこと。)</td> <td></td> <td>申 請 する 道 路 の 位 置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地 界</td> <td></td> <td>擁 壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 番 界</td> <td></td> <td>高 圧 線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町 界</td> <td></td> <td>が け</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水 路 及 び 土 揚 敷</td> <td></td> </tr> </table>						方 位		都 市 計 画 路 線		道 路 位 置 の 標 識 へ (構造を記入のこと。)		既 存 道 路		主 要 出 入 口		予 定 する 道 路 の 位 置		井 戸		市 町 村 界		生 垣 物 (用途を記入のこと。)		指 定 され た 道 路 の 位 置 及 び 建 築 線 (指定年月日及び番号を記入のこと。)		予 定 建 築 物 (用途を記入のこと。)		廃 止 され る 道 路 の 位 置		既 存 建 築 物 (用途を記入のこと。)		申 請 する 道 路 の 位 置		敷 地 界		擁 壁		地 番 界		高 圧 線		町 界		が け				水 路 及 び 土 揚 敷	
方 位		都 市 計 画 路 線																																															
道 路 位 置 の 標 識 へ (構造を記入のこと。)		既 存 道 路																																															
主 要 出 入 口		予 定 する 道 路 の 位 置																																															
井 戸		市 町 村 界																																															
生 垣 物 (用途を記入のこと。)		指 定 され た 道 路 の 位 置 及 び 建 築 線 (指定年月日及び番号を記入のこと。)																																															
予 定 建 築 物 (用途を記入のこと。)		廃 止 され る 道 路 の 位 置																																															
既 存 建 築 物 (用途を記入のこと。)		申 請 する 道 路 の 位 置																																															
敷 地 界		擁 壁																																															
地 番 界		高 圧 線																																															
町 界		が け																																															
		水 路 及 び 土 揚 敷																																															

(注意)

- 1 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。
- 2 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 3 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
- 4 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」（小数点以下2位まで）としてください。
- 5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。
- 6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させてください。
- 7 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。

様式第 21 号（第 28 条関係）

概要書等閲覧申込書

		年 月 日
我孫子市長 あて		
住所		
申込者 氏名		
電話		
建築基準法第 9 3 条の 2 の規定により、概要書等の閲覧を申し込みます。		
閲覧する概要書の種類		<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査概要報告書 <input type="checkbox"/> 処分等の概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書 <input type="checkbox"/> 指定道路図 <input type="checkbox"/> 指定道路調書
閲覧する概要書等の特定 (特定できる事項を記入)	所在地	我孫子市
	建築主、所有者、申請者等の氏名	
	建築確認、指定等の年月日及び番号	年 月 日 第 号
閲覧の目的 (具体的に記入)		
※ 決 裁 欄	※ 閱 覧 年 月 日	
	年 月 日	
	※備考	

- 注 1 ※印のある欄には、記入しないでください。  
 2 閲覧する概要書の種類の欄は、該当する□にレ印をしてください。  
 3 指定道路調書の図面については、拡大縮小加工をしているため表示されている縮尺と異なっている場合があります。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条、第6条関係）

様式第2号の2（第5条、第6条関係）

様式第2号の3（第5条関係）

様式第3号（第6条、第8条、第9条関係）

様式第4号（第6条、第8条、第9条関係）

様式第5号（第7条、第13条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第10条関係）

様式第11号（第11条関係）

（令7規則37・一部改正）

様式第12号（第11条関係）

（令7規則37・一部改正）

様式第13号（第12条関係）

様式第14号（第12条関係）

様式第15号（第13条関係）

（令7規則37・一部改正）

様式第16号（第14条関係）

（令7規則37・一部改正）

様式第17号（第17条関係）

様式第18号（第13条、第19条、第20条、第22条関係）

様式第19号（第19条、第20条、第22条関係）

様式第20号（第20条関係）

様式第21号（第28条関係）

(令 7 規則 37・旧様式第 22 号 繰上・一部改正)